

記入例

墓碑等工事着手届

令和 ○年 ○月 ○日

登米市長 熊谷盛廣様

墓地の使用許可を受けている方の届出となります。

(申請者) 住所 登米市迫町佐沼字中江○丁目○—○

氏名 登米太郎

電話番号 022-22-0000

墓地使用許可証に記載された月日や番号となります。

登米市営迫佐沼墓地において、次のとおり工事をしますので届出ます。

墓地使用許可年月日 及び指令番号	令和 ○年 ○月 ○日 令和○年度 登米市(登環)指令第 ○○号
墓地番号	第 ○ — ○○号
工事種別	新規設置・改修・返還・その他()
工事概要	1. 墓碑の高さ 1.5 m 2. 囲いの高さ 0.8 m 3. 植樹 なし 4. その他工作物 なし
施工業者	住所 登米市○町字○○番地
	氏名又は名称 ○○石材店 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 ○○○—○○—○○○○
工事施工期間	令和○年 ○月 ○日から 令和○年 ○月 ○日まで
添付書類	施工図面

※市使用欄

課長	補佐	係長	係員

担当者	
現地確認	年 月 日

現地確認時の特記事項等

工事の注意事項

墓碑等の設置工事

- (1) 使用者は、墓地の区画を明らかにするために、囲障を設けなければならない。
- (2) 墓碑その他の施設は、次の基準に従わなければならない。
 - ① 墓碑及びこれに類するものの高さは、3メートル以内とすること。
 - ② 盛土の高さは0.6メートル以内、囲障の高さは1メートル以内とすること。
 - ③ 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種を選ぶこと。
 - ④ 衛生上支障のないよう考慮すること。

墓碑更新等の工事

墓碑の更新や修繕工事等の場合も施設設置基準を順守すること。

墓碑等の撤去工事

返還する墓地区画は、墓碑、骨壺、灯籠等の一切の私有物、及び構造物としての納骨室本体等を撤去し、通路と同じ高さの状態に戻すこと。

※工事で発生したガラ等は適切に処分し、市営墓地の美化にご協力ください。